

議第309号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京都市長 門川大作

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第3項、第6条第2項本文及び第3項、第7条第2項並びに第10条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(京都市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第3条 京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に改める。

(京都市職員定数条例の一部改正)

第4条 京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(京都市旅費条例の一部改正)

第5条 京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(京都市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第6条 京都市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 定年制度 (第2条～第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条～第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条)

第5章 雑則 (第13条)

附則

第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3」を「(以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条各号列記以外の部分中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号の一」を「に掲げる事由」に、「その職員」を「当該職員」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加え

る。

ただし、第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条各項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条の規定により定められた職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「より」の右に「生じる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生じること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生じること」に改め、同項第3号中「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生じること」に改め、同条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の右に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限」を「当該期限」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条中「講ずる」を「講じる」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職並びに衛生環境研究所の所長であつて医師が占める職を除く。)とする。

(1) 京都市職員給与条例第16条の2、京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条及び京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第25条に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職に準じる職として、人事委員会規則で定める職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職については、60年を超え64年を超えない範囲内で人事委員会規則で定める年齢とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮したうえで、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準に従ったうえでの状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

ること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、異動期間（当該職員が占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の

特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。次条において同じ。)を延長する場合及び前条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。ただし、当該異動期間の延長の事由が消滅した日において、当該異動期間の延長の事由とは別に、同条第1項各号又は第3項に規定する異動期間の延長の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項本文の規定により他の職への降任等をする場合について準用する。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年 月 日京都市条例第 号。次項及び附則第6項において「令和4年整備等条例」とい

う。) 第6条の規定による改正前の京都市職員の定年等に関する条例第3条第1号又は第3号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、令和4年整備等条例第6条の規定による改正前の京都市職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員であつて、第3条の規定を適用する職員の定年については、附則第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年齢とする。

(1) 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで 年齢63年

(2) 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで 年齢64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年整備等条例第6条の規定による改正前の京都市職員の定年等に関する条例第3条第1号及び第3号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（同条第2号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢とし、第7条ただし書に規定する人事委員会規則で定める管理監督職を占める職員にあつては、同条ただし書に規定する人事委員会規則で定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表に次のように加える。

(5) こころの健康増進センター

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 京都市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第4条第1項ただし書に規定する管理監督職をいう。）を占める職員

(京都市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「京都市職員の定年等に関する条例」の右に「(以下「定年条例」という。）」を加え、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（定年条例第4条第1項ただし書に規定する管理監督職をいう。）を占める職員

第4条第7号中「第2条第3号イ(Ⅱ)」を「第2条第4号イ(Ⅱ)」に改める。

(京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条」に改め、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 京都市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第4条第1項ただし書に規定する管理監督職をいう。）を占める職員

(京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第2条各号列記以外の部分中「同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に改める。

(京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第11条 京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条本文中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(京都市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 京都市職員の再任用に関する条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第14条の規定は、公布の日から施行する。

(京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員(附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員(第6条の規定による改正後の京都市職員の定年等に関する条例(以下「改正後の定年条例」という。)第12条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)とみなして、第1条の規定による改正後の京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の企業職員給与条例」という。)第2条及び第17条の規定を適用する。

2 改正後の企業職員給与条例第3条の2、第4条、第4条の4及び第14条の規定は、暫定再任用職員(附則第8条第1項又は第2項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)には適用しない。

(京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条

の規定による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項、第4条第3項、第6条第2項及び第3項、第7条第2項並びに第10条の規定を適用する。

(京都市報酬及び費用弁償条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の京都市報酬及び費用弁償条例第1条の規定を適用する。

(京都市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の京都市職員定数条例第1条及び第2条の規定を適用する。

(京都市旅費条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の京都市旅費条例第1条の規定を適用する。

(京都市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第7条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第6条の規定による改正前の京都市職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧勤務延長職員」という。）について、旧勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年が改正後の定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこ

れに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日におけるこれらの職に係る新定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による延長について準用する。

（京都市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第8条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。次条において同じ。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年（改正前の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項

又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第9条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者

を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、その短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、その短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がその短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じたその短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年をいう。附則第13条において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第10条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第11条 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第12条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第8条又は第9条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年が基準日の前日における新定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年に達している職員とする。

(京都市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第13条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年相当年齢が基準日の前日における新定年相

当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年相当年齢が改正後の定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条においてこれらを「原則新定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該原則新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、改正後の定年条例第12条の規定により採用することができず、原則新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該原則新定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第14条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「改正後の公益的法人職員派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の公益的法人職員派遣条例第2条第2項第2号の規定を適用する。

（京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定を適用する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、本市職員の定年等に関し必要な事項を定めるため、関

係条例を整備する等の必要があるので提案する。